

綾瀬スマートインターチェンジ設置に伴う交通対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬スマートインターチェンジ設置に伴う交通対策委員会（以下「委員会」という。）の目的、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、綾瀬スマートインターチェンジ（以下「インターチェンジ」という。）の設置に伴い、別表1に掲げるインターチェンジ設置予定地周辺地域（以下「周辺地域」という。）における通過交通の進入防止対策等を検討し、周辺地域の住民が安全安心に生活できる交通環境を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 周辺地域の通過交通の進入防止対策に関すること。
- (2) 周辺地域の交通安全対策に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) その他、交通対策に関し必要と認める事項。

(委員会)

第4条 委員会は、20名以内とし、別表2に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長にはインターチェンジ事務を所管する課等の長を、副委員長には交通安全事務を所管する課等の長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、委員会の所掌事項に関する意見を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委員会の目的を達成するまでの期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、インターチェンジ事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

周辺地域
寺尾釜田一丁目、二丁目、三丁目
寺尾西一丁目、二丁目、三丁目
小園の一部、小園南一丁目、小園南二丁目 早川の一部

別表 2 (第 4 条関係)

職 名 等
厚木土木事務所東部センター道路維持課長
大和警察署交通第一課長
市民活動推進課長
都市計画課長
道路管理課長
道路整備課長
寺尾地域交通対策委員会寺尾釜田部会代表者
寺尾南自治会代表者
寺尾地域交通対策委員会寺尾西部会代表者
寺尾天台自治会代表者
小園早川地域交通対策委員会代表者
小園自治会代表者
早川自治会代表者